

白石町立有明小学校スクールバス運行業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、白石町立有明小学校スクールバス運行管理業務を委託するにあたり、確実な運行及び児童の安全を確保できるように提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、その手続等に関し必要な事項を定める。

1. 業務の概要

(1) 業務目的

有明地域小学校の遠距離通学となる児童の負担軽減及び安全性の確保を図るためにスクールバスによる通学支援を行う。

(2) 委託業務名 白石町立有明小学校スクールバス運行業務委託 (以下「本業務」という。)

(3) 業務内容 別添「白石町立有明小学校スクールバス運行業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで ※ただし、運行状況等に応じて年度毎に運行計画を見直すこととし、それに応じて契約は年度毎に締結することとする。

(5) 運行場所 白石町内 ※ただし、町外での運行となる場合もある。

(6) 提案上限額 38,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）※年額 参考：令和8年度から11年度までの合計額 154,000千円

※ 上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと
又は民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出時において、白石町の競争入札参加資格者（物品・役務）の認定を受けている者であること。
- (6) 参加申込書の提出時において、白石町の指名停止を受けていないこと。
- (7) 参加申込後、受託者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。
- (8) 佐賀県に本社（本店）又は支社（支店）、営業所等を有し、緊密な連絡調整が可能であること。
- (9) 本業務を遂行するにあたり十分な能力を有すること。
- (10) 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の運行管理者の資格及び道路運送車両法に規定する整備管理者の資格要件を有すること。

※上記の資格要件を全て満たす者で組織する組合等での参加も可能とする。ただし、組合等には白石町内に本社（本店）又は支社（支店）、営業所等を有する者を含むこととする。

組合等での参加を希望する場合は、参加申込書を提出する前に新しい学校づくり課と協議し承認を得ることとする。

3. 募集方法

公告及び白石町ホームページに本プロポーザルを実施する旨を掲載する。

4. 実施日程

内容	期日等
公募開始	令和7年11月18日（火）
質疑書提出期限	令和7年11月26日（水）17時
質疑書回答	令和7年11月27日（木）
参加申込書提出期限	令和7年12月3日（水）17時
企画提案書提出期限	令和7年12月12日（金）17時
プレゼンテーション前の予備審査 （※必要な場合のみ）	令和7年12月中旬
プレゼンテーション・審査会	令和7年12月中旬（予定）
審査結果通知	令和7年12月下旬（予定）
事前協議	別途通知
契約締結	令和7年12月下旬（予定）

5. 質疑回答等

質疑回答は、次の要領で行う。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
質疑書	様式 1	1 部

※ 本様式を含めた各様式は、町ホームページからダウンロードして使用すること。

(2) 提出方法 電子メール（提出先へ連絡したうえで送信すること）

(3) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり。

(4) 提出期限 令和7年11月26日（水）17時（必着）

(5) 回答方法 令和7年11月27日（木）16時までに町ホームページに公開する。

6. 参加申込等

参加者は、参加申込書等を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
プロポーザル参加申込書	様式 2	1 部
業務実績表	様式 2 - 1	1 部

※ 業務実績表は、類似業務を記載し、実績を確認できる書類の写しを添付すること。

(2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）とする。

(3) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり。

(4) 提出期限 令和7年12月3日（水）17時（必着）

7. 企画提案

参加者は、企画提案書等を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書	様式 3	正本 1 部、副本 10 部
企画提案書本編	任意様式	10 部
誓約書	様式 4	10 部
業務開始までのスケジュール	任意様式	10 部
業務実績表（添付書類不要）	様式 2 - 1	10 部
見積書	様式 5	10 部
見積内訳書	任意様式	10 部

(2) 企画提案書本編作成の留意点

- ① 表紙を付し、法人等名、担当者の氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。
- ② A4 任意様式、両面横書き、文字サイズ10ポイント以上、表紙及び目次を除き30ページ以内とすること。ただし、スケジュールや図表等を用いる場合に限りA3用紙をA4に折り込むことは可とする。
- ③ 専門知識を有しない者でも理解でき、簡潔で分かりやすい表現とすること。
- ④ 「9. プレゼンテーション・審査会（4）審査基準」に即し、作成すること。

(3) 提出方法 持参とする。

(4) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり。

(5) 提出期限 令和7年12月12日（金）17時まで

8. 参加の取り下げ

参加申込書提出後、やむを得ず参加を取り下げる場合は、事前に電話連絡のうえ取下願（様式6）を新しい学校づくり課推進係に直接持参すること。

9. プレゼンテーション・審査会

(1) 期日 令和7年12月中旬（予定）

(2) 場所 白石町役場会議室

※ 日時、場所の詳細については、別途通知する。

(3) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる参加者を選定する。なお、参加者が多数の場合は、予備審査により参加者を絞り込む場合がある。

① プレゼンテーション

ア 企画提案書本編等既に提出した書類を基に行い、それ以外の資料を用いることはできない。

イ 設定時間は、1者につきプレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内で実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、1者につき出席者は、3名以内とする。

② 審査

ア 書類及びプレゼンテーションについて、審査基準に基づき評価点を算出する。

(4) 審査基準

番号	項目	配点	内容
1	提案概要	25	・業務の実施方針 ・従事者の雇用方針 等
2	業務実施体制	30	・運行責任者の配置計画 ・従事者の配置計画（代替員の対応） 等
3	安全対策等	60	・安全な運行のための実施計画 ・従事者の始業、終業時の点検 ・車両点検等の保守管理 等
4	労務管理、教育研修計画	30	・従事者の労務管理方法 ・従事者の交通安全教育等の実施計画 ・従事者の接遇研修等の実施計画 等
5	危機管理計画	30	・自然災害、天候等による連絡体制 ・事故、不測の事態における組織体制及び連絡体制 ・運行中の児童のトラブルに対する対応 等
6	業務開始までのスケジュール	20	・従事者の雇用、教育研修、運行準備 等
7	その他提案者が必要と考える事項	10	・独自提案がある場合、提案内容の有効性に応じて加点する。
8	業務実績	5	・同種業務の実績
9	プレゼンテーション	10	・提案についての的確な説明 等
10	質疑対応	10	・プレゼンテーションの際の質疑に対する対応
11	見積金額	30	提案された見積金額を基に、以下の方法で審査する (応募者の内の最低見積額／見積金額) × 配点
12	企業所在地	10	提案者の所在地が白石町内である場合に加点する。 ※組合等での参加の場合は、下記のとおりとする。 配点 × 町内業者数 / 総構成業者数
	合計	270	

- ① 最高得点者が2者以上の場合は、見積金額が最も安価な者を選定する。
- ② 参加者が1者の場合でも審査を行う。

(5) 審査結果

- ① 令和7年12月中旬を目途に参加者全員に郵送及び電子メールにて通知する。
- ② 最も優れた提案を行ったと認められる参加者は、第1位の優先交渉権者であり、

白石町と契約締結に向けた協議を行う。

ただし、総合点が審査会の定める基準に満たない場合は、優先交渉権者とし
ない。

- ③ 上記②の協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議
を行うものとする。
- ④ 契約手続き及び契約書は、白石町財務規則及びその他法令の定めるところによ
るものとする。
- ⑤ 審査の結果及びその内容に関する問い合わせや、審査結果に対する異議申し
立ては受け付けないものとする。

10. その他の留意事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出物の提出期日が守られなかった場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合。

(2) 提出書類の帰属等

- ① 提出された企画提案書は、採択・不採択にかかわらず返却しない。
- ② 業務実施による成果物に関する権利は、すべて白石町に帰属する。(成果物とは、
仕様書7に示す成果物で白石町に納品するものとする)
- ③ 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、すべて参
加者の負担とする。
- ④ 業務内容は、採択された企画提案書の内容によるものとするが、白石町との協
議により変更・修正を加える場合がある。

(3) 費用負担

- ① 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 緊急等やむを得ない理由により、本業務を実施することが出来ない場合は、本
プロポーザルを停止、中止若しくは、取り消すことがある。この場合において本
プロポーザルに要した費用を白石町に請求することはできないものとする。

12. 提出先及び問い合わせ先

白石町役場 新しい学校づくり課推進係

住 所：〒849 - 1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1

電 話：0952 - 84 - 7128 (直通)

メールアドレス：zukuri@town.shiroishi.lg.jp